無線局変更等申請書及び届出書

無線局免許記録変更届出書

記載事項等変更届出書

　　年　　月　　日

　関東総合通信局長　殿

|  |  |
| --- | --- |
|  | 収入印紙貼付欄 |

□電波法第９条第１項又は第４項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

□電波法第９条第２項又は第５項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第１項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

□電波法第17条第２項又は第３項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

□電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

□電波法第21条第２項の規定により、無線局の免許記録に変更があつたので、下記のとおり届け出ます。

□電波法施行規則第43条第１項、第２項又は第３項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。あわせて、電波法第21条第２項の規定により、無線局の免許記録に変更があつたので、届け出ます（電波法施行規則第43条第１項及び第２項にあつては、免許記録に記録した事項の変更に係るものに限ります。）。

また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

記

必ず登記されている本社（本店）住所で

記入すること。

**工場・支店等では受付不可。**

１　申請（届出）者

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 | 都道府県－市区町村コード　〔　　　　　　　　　　　　〕 |
| 〒（　　　　　　） |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 | フリガナ |
|  |
| 法人番号 |  |

２　対象となる無線局に関する事項

再免許する無線局数を記入してください

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 無線局の種別及び局数 | 簡易無線局 |
| ②　識別信号 |  |
| ③　免許の番号 |  |
| ④　備考 |  |

３　申請（届出）の内容に関する連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 所属、氏名 | フリガナ |
|  |
| 電話番号 |  |
| 電子メールアドレス |  |